

食中毒予防のためには、自主衛生管理の徹底が大変重要です。HACCP に沿った衛生管理体制を整え、食品衛生責任者だけでなく、従事者全員が理解し、実行する必要があります。

1 HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)による衛生管理

(1) HACCP

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)とは危害分析(HA)・重要管理点(CCP)と呼ばれる衛生管理の手法で、原材料の受入れから製造、最終製品の出荷までの一連の工程において、科学的根拠に基づき、微生物、化学物質、金属の混入などの潜在的な危害要因を分析・予測し、危害の発生防止につながる特に重要な管理点を継続的に監視・記録します。

これまでの最終製品の抜き取り検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、原因の追及を容易にすることができます。

(2) 「HACCP に沿った衛生管理」の制度化


原則として、全ての食品等事業者は、HACCP に沿った衛生管理が必要です。事業者は自ら衛生管理計画を作成し、計画に沿って実施し、記録することが求められます。

なお、事業者の規模や業種などによって、「HACCP に基づく衛生管理」と「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」のどちらかを実施しなければなりません。

ア HACCP に基づく衛生管理

国際的な政府間機関であるコーデックス委員会が定めた7原則12手順(下記参照)に基づき衛生管理を行います。


手順1	HACCP チームの編成	手順6(原則1)	危害要因の分析
手順2	製品説明書の作成	手順7(原則2)	重要管理点の決定
手順3	用途・対象者の確認	手順8(原則3)	管理基準の設定
手順4	製造工程図の作成	手順9(原則4)	モニタリング方法の設定
手順5	製造工程図の現場での確認	手順10(原則5)	改善措置の設定
		手順11(原則6)	検証方法の設定
		手順12(原則7)	記録と保存方法の設定

 厚生労働省 HACCP に基づく衛生管理のための手引書



イ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理

各業界団体が作成した「手引書」を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行います。

 厚生労働省 HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書



2 食品衛生責任者

営業者の指示に従い、衛生管理を行う者です。営業者は、食品衛生責任者を定めることとされています。

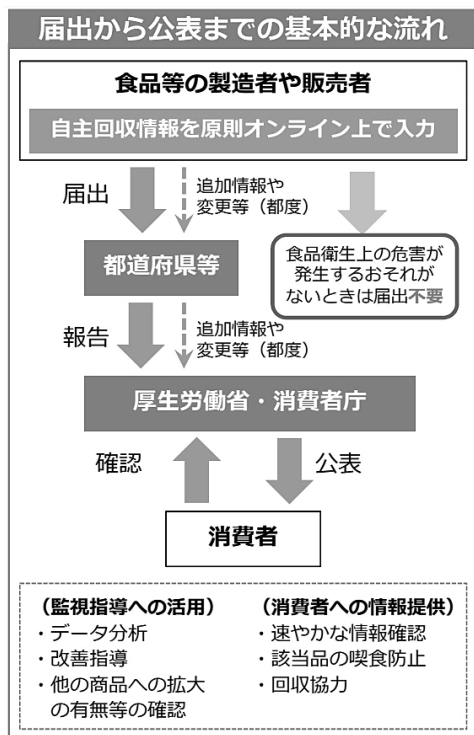
● 食品衛生責任者の責務

- ・ 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること(法第54条の営業(法第68条第3項において準用する場合を含む。)に限る。)
- ・ 営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- ・ 公衆衛生上必要な措置の遵守のために、必要な注意を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べるよう努めること。

3 食品のリコール制度

自主回収(リコール)とは、健康被害が発生し、又はそのおそれがある食品等を採取、製造、輸入、加工又は販売した場合や、食品表示法に抵触する等の理由で、事業者が自らの判断で食品等を回収することです。

食品等事業者が食品等の自主回収(リコール)を行う場合、食品衛生法及び食品表示法に基づき、リコール情報を行政に届け出ることが義務化され、一般の方も食品衛生申請等システムで確認できます。



自主回収を行った食品等を自治体でクラス分類して報告

	食品衛生法	食品表示法
CLASS I	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 (腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜など)	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 (一般細菌数などの成分規格不適合の食品など)	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合
CLASS III	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合(添加物の使用基準違反など)	喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合

自主回収届出の流れ等
(厚生労働省ホームページより)

厚生労働省 食品衛生申請等システム



(1) 届出の対象

ア 食品衛生法違反又は違反のおそれのあるもの(例)

- ・ 腸管出血性大腸菌により汚染された生食用野菜
- ・ 硬質異物が混入した食品(ガラス片、プラスチックなど)

イ 食品表示法違反のもの(例)

- ・ アレルゲン表示が欠落した食品
- ・ 本来の消費期限より長い期限を表示した食品

(2) 届出対象外

ア 食品衛生法に関するもの

- ・ 食品衛生法第59条第1項又は第2項の規定による命令を受けて回収をするとき。
- ・ 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定める以下の場合。
 - ① 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものではなく、容易に回収できることが明らかな場合
 - ② 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合

イ 食品表示法に関するもの

- ・ 食品表示法第6条第8項の規定による命令を受けて回収するとき。
- ・ 食品表示法第10条の2第1項に規定する食品の販売の相手方が特定されている場合であって、食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたとき。